

議案第93号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</u></p> <p><u>(2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p><u>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u></p> <p><u>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u></p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個</p>	<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この条例において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。</u></p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するもの<u>（当該保有する特定個人情報のうち生活保護関係情報については、生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第144号）</u></p>

個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [略]

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（当該保有する特定個人情報のうち生活保護関係情報については、外国人生活保護等関係情報を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [略]

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（当該特定個人情報のうち生活保護関係情報については、外国人生活保護等関係情報を含む。）の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときと

2 [略]

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
[略]	
3	[略]

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
[略]		
11	[略]	

する。

2 [略]

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
[略]	
3	[略]
4	市長 <u>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
[略]		
11	[略]	
12	同上 <u>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施</u>	<u>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関</u>

--	--

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
[略]			
2	[略]		

	又は徴収 金の徴収 に関する 事務であ って規則 で定める もの	係情報、母子保健法（昭和40年法律第 141号）による養育医療の給付若しくは 養育医療に要する費用の支給に関する情 報、児童手当関係情報、介護保険給付等 関係情報、障害者自立支援給付関係情報 又は中国残留邦人等支援給付等関係情報 であって規則で定めるもの
--	--	---

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
[略]			
2	[略]		
3	市長	生活に困窮する外国人 を対象として生活保護 法に準じて行う保護の 決定及び実施又は徴収 金の徴収に関する事務 であって規則で定める もの	教育委 員会 学校保健安全法（ 昭和33年法律第56 号）による医療に 要する費用につい ての援助に関する 情報であって規則 で定めるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定等の事務について、市が行う個人番号を利用できる事務として定めようとするものである。